

公益社団法人神奈川県看護協会「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」着ぐるみ等の
貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県看護協会（以下「本協会」という。）「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」着ぐるみ等を貸出す際の必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本協会及び本協会会員が構成員となっている団体が使用するとき
- (2) 本協会活動のPR、その他公益上の観点から適当と認めるとき

(貸出手続き)

第3条 貸出を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、貸出期間1週間前までに予約をし、物品借用書（様式1）に「かんごちゃん」着ぐるみ等を使用する行事等の資料を添えて、提出しなければならない。

2 申請の受付期間は、貸出予定日の3か月前から1週間前までとする。

3 本協会は、「かんごちゃん」着ぐるみ等の使用について承諾する場合には、借用希望者から提出のあった物品借用書（様式1）に記入の上、借用希望者に通知するものとする。

4 貸出を受ける者（以下「借用者」という。）は、貸出にかかる送料を負担することとする。

5 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は借用者の負担とする。

(貸出料)

第4条 貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として7日以内とする。

(使用の不承諾)

第6条 本協会は、第3条による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみ等の貸出を行わないものとする。

- (1) 本協会が使用するとき
- (2) 借用を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。

- (3) 本協会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (4) 着ぐるみ等の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (5) 法令に反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の政治家等の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 「かんごちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、本協会が着ぐるみ等の使用について不適當であると認めるとき。

2 本協会は、承諾に際し、条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) 着ぐるみ等返却時には、使用報告書（様式2）、写真及び実施の状況が分かるものを提出すること。
- (4) 着ぐるみ等を第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみ等の使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第6条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借用者に損害が生じても、本協会はその責任を負わない。

(原状回復)

第9条 借用期間中に、着ぐるみ等を紛失、破損または汚した場合、借用者の責任と負担により、修補・クリーニング等の必要な処置行うなど、原状に復さなければならない。

(本協会の責任)

第10条 着ぐるみ等の使用により、借用者が被った被害に関しては、本協会は一切その責任を負わない。

(補則)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、着ぐるみ等の取り扱いに係る必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。